

京都市告示第121号

介護保険法第70条第1項、第79条第1項及び第115条の2第1項の規定により、同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成24年6月22日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社 旭（代表取締役 金光 宣旭）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都府京都市右京区太秦下刑部町181番地

3 事業所の名称

訪問看護ステーションあき、居宅介護支援事業所あき

4 事業所の所在地

京都府京都市右京区太秦下刑部町181番地 パティオーナ太秦天神川2階

5 指定する事業の種類

訪問看護、介護予防訪問看護、居宅介護支援

6 指定年月日

平成24年6月1日

7 介護保険事業所番号

2670701149

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)